

阿賀野市告示第33号

阿賀野市手話奉仕員等派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月29日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市手話奉仕員等派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市手話奉仕員等派遣事業実施要綱（平成28年阿賀野市告示第240号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事業の実施主体は、阿賀野市」の次に「長（以下「市長」という。）」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、阿賀野市福祉事務所長（以下「所長」という。）に事業の全部を委託する。

第2条に次の1項を加える。

2 市長は、所長が事業の全部又は一部を適切に運営することができることを認めると認める社会福祉法人等に再委託することを妨げないものとする。

第3号様式、第4号様式及び第7号様式中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。